

新出の親鸞聖人眞筆の太子奉讃に因みて

日野環

一 はしがき

全く思ひもよらぬとはこのことであつた。

去る年の五月に宗祖聖人御自筆の太子和讃一首を拜藏する因縁が恵まれたことである。それはこの七月に逝去した私の父の竹馬の友であつた越後長岡の妙宗寺の清澤現映氏の手からであつた、またアソカ書房の店主の無我なる助縁によるものである。清澤氏は父より二ヶ月ほど先に世を去られたが、父の遺品を整理してゐると老後のこの舊友同志の寄せ書など出てきてなつかしいこと限りがない。自分はこんな深い友情の中にある二人であること知らなかつた。この點だけでも申譯のない自分だと思ふ。半白の髪の今日に至つた自分ではあるが、よしんばいつまで承らへ、生きられようとも、親の事より子の事

を先として生きる自分であるだらう。この悲しくものがあるれ難い業縁の約束の不思議を痛むものである。聖人の芳墨を拜して先だてる人々の靈前に合掌するだけである。

二 この和讃の現状

この和讃は、縦八寸四分、横五寸九分の紙幅の美濃紙様の料紙に墨書され、朱を以て「オトコ點」が附されてゐる。讃の本文によつてそれは明に「太子和讃」ではあるが、十一首、七十五首、百十四首の三種の太子和讃のうちには見出し得ない全く別種のものである。——その

本文は——

大日本國粟散王
佛敎弘興ノ上宮皇
恩徳フカクヒロクマス

奉讚^{ホウザン} タエスオモフヘシ

讚の本文第二句すなはち「佛教弘興ノ上宮皇」の上の餘白に細書して頭註の形で「シヤウトクタイシヲホメタテマツルナリ」とし、また讚の本文第二句の「弘興」に左訓して「ヒロメオコシタマフトナリ」とあり。また讚の本文第四句の「奉讚」に左訓して「ホメタテマツルヘシトナリ」とある。かつまた讚の第一句の上右端の餘白にこの和讚が記載されたときの順番を示すと思はれる番號が附記されてをる。然しその番號の書き方が一寸變つてをつて、「十一」と云ふ書態である。それで「十一」を「十二」と讀むか「十八」と讀むべきかが一應問題となり得る。

以上を總括すると、この一首の太子和讚はもと和紙袋綴によつてなる何等かの「和讚集」の斷簡であると推察し得る。現在の紙幅は表装の際に多少切斷されてをると思はれる。従つて現在の紙幅は原型そのままの大きさではないであらう。而して今の和讚は想像され得る何等かの「和讚集」の第「十二」番目又は第十八番目の順番に置かれてゐたと考へ得るのである。但しこの和讚の順位が、この假想した「和讚集」の内容の展開に必然的な順位であつたとすると、その「和讚集」は體系的に一つの

まとまつた内容を持つものとなる。それと反對にこの和讚の番號が内容的にその前後の和讚と體系的關聯を持たぬたゞの偶然記載の順番にすぎぬものとすれば、その「和讚集」は雑多な和讚のメモ的記録集となる。けれどもいま發見されたこの和讚一首のみではいづれともを想定することは出來ないであらう。

それでは今見出された和讚は果して宗祖の御自筆であるかと云ふこと。次にその番號を如何に讀む事に決するかと云ふこと。次に想定された「和讚集」を、メモ的集記とみるか、獨自の性格を持つた和讚集とみるか。以上が問題として残るわけであらう。

宗祖の筆蹟の眞偽を決するものは最後は宗祖の筆蹟である。それは修練されたる直觀力を待つのである。直觀力は經驗に禍されてはならない、同時にまた修練が無視されてはならない。番號を如何に讀むか、「和讚集」の性格を如何に見るかは決定的には客觀的資料が必要だと思ふ。すなはちいろ／＼な前提條件が充されねば充分ではない。

三 筆蹟の考證

前述の如く最後は各自の鑑識にまつ以外にはない事

はあるが、先ず本和讃に於ける朱點の様態は高田專修寺藏の康元二年宗祖八十五歳書寫の唯信鈔文意の朱點の附し方と酷似してをる。ともに如何にも樂々と朱點してゆかれた呼吸が窺はれる様である。私は『阪東本』唯信鈔文意『尊號眞像銘文』に克明に當つて見た事ではあるが、就中第一行「大日本國……」の「本」。第二行「佛教弘興……」の「教」、「弘興」。第三行「恩徳フカク……」の「恩」。第四行「奉讚タエス……」の「奉讚」に於て宗祖の筆意の一致を見出した事である。しかしながら「大日本國……」の「國」の字の様態が『阪東本』に於て多く見る様態とはいさゝか異なる感がある。それは「國」の字の「右上角」が『阪東本』のみならず『銘文』又は『文意』にしても大體に於て切れてをるのである。このことは辻善之助博士の『親鸞聖人筆跡之研究』に於てすでに注意されたところであり、これは聖人の運筆の順序の異りより來るものである。これは「國」「同」「圓」でも同様である。また南無阿彌陀佛の「南」の字でも現在の私どものものと異なる様である。「國」を書するに先ず左の縦の線「丨」、次に上の横の線「一」、次に中の「或」次に底の横の線「一」、最後に右の縦の線「丨」を引く。よつて「國」ノ字の「右の上方」に於て筆畫が切れるの

を常とするのであるが、而し最後の縦の線「丨」の筆の打ち込み方によつて普通切れてをる「右の上方」に於て連續する場合がある。例せば――

『唯信鈔文意』(三十三丁左)……「願生彼國」とある「國」

『尊號眞像銘文』(本三丁左)「欲生我國」とある「國」

『同』(本三十三丁左)……「願生我國。稱我名字」とある「國」

『同』(本四十一丁左)……「百濟國」とある「國」

『阪東本』(化卷末三十三丁左)……大集經月藏分諸天王護持品ノ引文中ニ於ケル「國」

次に第四行の「奉讚タエス……」の「奉」の字であるがこの「第五畫」の「右下」へハネル「ㄨ」であるが、槍持ち奴の鬚の様なハネ方、ならびに「奉」の文字の最後の第八畫なる縦の「丨」は右三種の影印本の中に往々にして見出すものである。例せば――

『唯信鈔文意』(左三十三丁)……「報土トマフスハ」……「報」

『同』(右三十四丁)……「實報土」……「報」

『同』(左四十五丁)……「雜行雜修」……「雜」

『同』(右四十八丁)……「斟酌スヘシトイフハ」……「斟」

次に假名文字については右三種の宗祖聖典の影印本中

『唯信鈔文意』に於て筆格筆意の一致を殊に明確に見得るのである。「ナリ」、「ヘシ」、「フカク」等符節を合するが如き感なきを得ない。

四 文獻に於ける在り方

右この新出の和讃は「シャウトクタイシヲホメタテマツルナリ」と首書してある如く聖徳太子を奉讃したものであるが、現今すでに親鸞聖人の御眞撰として周知の「十一首」、「七十五首」、「百十四首」の三種の『太子和讃』のうちに檢出することを得ない全く別種のものである。然ればこの和讃は今日までの如何なる文獻にもその姿を現はさぬものかと云ふに然らず。この和讃が現れる文獻を列記すれば次の如くである。

(イ) 親鸞聖人御自筆『正像末和讃』高田専修寺藏

——卷末附記五首和讃の内第二首——

眞實信心ノ稱名ハ 如來廻向ノ法ナレハ

不廻向トナツケテソ 自力ノ稱念キラハル、

大日本國粟散王 佛法弘興ノ上宮皇

恩徳フカクヒロクマス 奉讃タエスオモフヘシ

上宮太子方便シ 和國ノ有情ヲアワレミテ

如來悲願弘宣セリ 慶喜奉讃セシムヘシ

罪業モトヨリ所有ナシ 妄想顛倒ヨリオコル
心性ミナモトキョケレハ 衆生スナワチ佛ナリ
無明法性コトナレト 心ハスナワチヒトツナリ
コノ心スナワチ涅槃ナリ コノ心スナワチ如來ナリ
(註) 右の五首は一紙面一首づゝ墨書されてをる、今は左訓と振り假名を略した。

(ロ) 『宗祖御筆蹟集』影寫 大谷大學藏

——淨土和讃、十三首の内第十二首——

淨土和讃

(一) 彌陀ノ智願海水ニ ワレラカ信水イリヌレハ

眞實報土ノナライニテ 煩惱菩提一味ナリ

(二) 末法五濁ノヨトナリテ 釋迦ノ遺教カクレシム

弘陀ノ悲願(ハ)ヒロマリテ 念佛往生サカリナリ

(三) 無導光佛ノタマハク 未來ノ有情利セムトテ

大勢至菩薩ニ 智慧ノ念佛サツケシム

(四) 濁世ノ有情ヲアワレミテ 勢至念佛ス、メシム

信心ノ人ヲ攝取シテ 淨土ニ歸入セシムナリ

(五) 釋迦彌陀ノ慈悲ヨリソ 願作佛心ハエシメタル

信心ノ智慧ニイリテコソ 佛恩報スルミトハナレ

(六) 智慧ノ念佛ウルコトハ 法藏願力ノナセルナリ

- (七) 信心ノ智慧ナカリセハ イカテカ涅槃ヲサトラマシ
末法五濁ノ有情ノ 行證カナハヌトキナレハ
釋迦ノ遺法コト、ク 龍宮ニイリタマヒニキ
- (八) 三朝淨土ノ大師等 哀愍攝受シタマヒテ
眞實信心ス、メシメ 定聚ノクラキニ歸セシメヨ
五十六億七千萬 彌勒菩薩ハトシラヘム
- (九) マコトノ信心ウルヒトハ コノタヒサトリヲヒラク
ヘシ
- (一〇) 念佛往生ノ願ニヨリ 等正覺ニイタルヒト
スナワチ彌勒(二)オナシクテ 大般涅槃ヲサトルヘシ
眞實信心ウルユヘニ スナワチ定聚ニイリヌレハ
補處ノ彌勒ニオナシクテ 無上覺ヲサトルヘシ
- (一一) 大日本國粟散王 佛教弘興ノ上宮皇
恩徳フカクヒロクマス 奉讚タエスオモフヘシ
- (一二) 上宮太子方便シ 和國ノ有情ヲアワレミテ
如來ノ悲願弘宣セリ 慶喜奉讚セシムヘシ

(註) 谷大本『宗祖御筆蹟集』影寫は原本からの三轉或は四轉の影寫であつてその間多少の誤寫と書態の變貌は止むなき事と思ふ。けれどもその原本の筆格、筆勢、字態をよく寫し留めてをると思ふ。これによつて推するにこの原本は宗祖の自筆眞蹟なることに相違ないと思ふ。宗祖の「フリカナ」の例と

して「報」は「ホウ」であり、「法」は「ホフ」であるのは定法である。然るにこの影寫本の十三首和讃の第六首の第二句「法藏願力ノナセルナリ」とある法藏の「法」に「ホウ」と振り假名されてをるがこれはおそらく第何回目かの影寫の時に不用意に行はれた誤寫であると思ふ。その證として、第二首第一句の「末法五濁ノヨトナリテ」とある「末法」の「法」の文字には「ホフ」。第七首の第一句「末法五濁ノ有情」同じく第三句「釋迦ノ遺法コト、ク」の「法」の文字はともに「ホフ」と假名附けられをる。なほまた和讃の順番を示す(一)、(二)等の番號は、この谷大本影寫本のまゝ(一)括弧をそのまゝに附した事である。しかし宗祖の自筆の和讃の番號に(一)括弧のあつた例を見ない。これはおそらくは第何轉目かの影寫者の私であらうと思ふ。

(一三) 『宗祖眞蹟集』古寫本 三河 上宮寺藏

——淨土和讃十三首の内第十二首——

大日本國粟散王 佛^(註)法弘興ノ上宮皇
恩徳フカクヒロクマス 奉讚タエスオモフヘシ

(註) 谷大本『宗祖眞蹟集』影寫には上宮寺本と校合してある。上宮寺本は未だ拜見しないから詳しく記述する事を得ないが、寺主佐々木信雄氏の好意によつて第十二首のみはその影寫を見る事を得た、それによると谷大本の第十二首との相違は、谷大本に「佛教」とあるところを「佛法」とあるだけである。谷大本は上宮寺本と校合してあり、それによれば、

上宮寺本は全體として讚ノ本文の漢字に「フリカナ」が谷大
本よりは多い。また上宮寺本は左訓、首書は朱書であるらし
く、谷大本は墨書である。「智慧」^註と谷大本にあるところを
上宮寺本ではことごとくではないが多く「智慧」と書かれて
ある様であり、「ハ」「ニ」等の「テニヲハ」が加へられて
をる。

(二) 『大谷遺法纂集』

先啓了雅編

—— 帖外和讚淨土和讚、……十三首の内第十二首 ——

大日本國粟散王

佛法弘興ノ上宮皇

恩徳フカクヒロクマス 奉讚^註タエズオモフベシ

(註) 専修寺『正像末和讚』、谷大本『十三首淨土和讚』、『上
宮寺本』ともに「佛教」とあるを『纂集』には「佛法」とあ
る。『纂集』は『上宮寺本』に據つたと考へられてをる。『上
宮寺本』に「シヤウトクタイシヲホメタテマツルナリ」と朱
で首書されてあるものを、『纂集』では、和讚本文の第一句
「大日本國粟散王」の左にあたかも左訓の如き位置と様式で
書かれてをる。延享四年に纂集し寶曆七年に開板したもので
ある。高祖聖人の遺法として淨業の手鑿として十箇の條目に
涉つて編するところである。

(三) 『帖外和讚集』

藤永清徹編

—— 第五、淨土和讚……十三首の内第十二首 ——

(註) 昭和二年編、昭和三年刊、谷大本『宗祖眞蹟集』の淨土

和讚十三首によつて收載したものである。先に述ぶる如く谷
大本は上宮寺本を校合してあるが、その校合をもそのまゝ示
してをる。今この「谷大」、「上宮寺」の二本の校合によると
谷大本には外題に「淨土和讚」とあり内題にも「淨土和讚」
とある。その外題の右下端に傳持または附興者と覺しき「釋
善蓮」の名が同筆で書かれてをる。宗祖の眞蹟であつたと、
この影寫本によつても窺はれる。然るに上宮寺本には「淨土
和讚」なる外題と附興者「釋善蓮」の名が無い如くである。
然るに今この藤永本『帖外和讚集』——「淨土和讚」には「釋
善蓮」の名を「釋善蓮」と讀んだらしく、「淨土和讚」、「釋
善蓮」と印刷されてをる。けれど宗祖聖人は晩年八十歳をす
ぎた頃の書態を見ると「善」の字と「菩」の字とは區別がつか
ず善も艸冠に書かれて、「善」も「菩」もともに「菩」の
字の形態としか見えぬのがそのほとんどである。ここに誤讀
のあり得る所以がある。然るにその善蓮とは如何なる人なる
かは私には不明である。

右、五種の諸文獻を検尋すると藤永本『帖外和讚集』の
「淨土和讚」は『谷大本』を底本とし、先啓の『纂集』
の「淨土和讚」は『上宮寺本』に據ると考へられるから
結局この新出の「太子和讚」の文獻的所在は、高田専修
寺の宗祖自筆の所謂御草稿『正像末和讚』と、三州上宮
寺の古寫本『宗聖眞蹟集』に收むるところの十三首「淨
土和讚」と、大谷大學の影寫本『宗祖眞蹟集』に收むる

ところの十三首「淨土和讃」となるであらう。

五 高田專修寺所藏の宋祖自筆

『正像末和讃』について

宗祖御選述の三帖和讃のうち淨高二帖は七十六歳の頃に脱稿し一ト先ず完成してゐた事は高田本山專修寺に藏する、宗祖の自筆眞蹟と稱される淨高二帖を一連に貫いた識語、奥書によつて知られる。すなはち『淨土高僧和讃』の巻尾に、「已上高僧和讃一百十七首」と一應計數をあげ、ついで「彌陀和讃高僧和讃都合二百二十五首」と合算して、次に「寶治第二戊申歲初月下旬第一日、釋親鸞^{七十}書之畢、見鸞人者必可唱南無阿彌陀佛」と奥書されてをる。和讃制作の年時についてこれ以前のものを文獻的には持たぬのである。

茲に留意すべきは「書之畢」の文字であつて、これは初稿の脱稿、或は草稿が清書本として書寫されて擲筆完了した時の用語である。その自撰たるを他撰たるをとはず一度なつたものをくりかへし再記するか改訂を行ふ場合には「書寫之」の語を用ひられのが例の如くである。これは不動の規矩ではあり得ないとしても一應考慮を拂ふべき目安である。『西方指南鈔』の場合で云へば「書

之」(上ノ本、末)としたところと「書寫之」(中末)とした部分とがある、すなはち『指南鈔』の成立過程を單なる直線的な考へ方では不充分かも知れぬ事を物語ると思ふ。『三經往生文類』の「略本」は「建長七歲乙卯八月六日、愚禿親鸞^{八十}書之」とあり、「廣本」は「康元二年三月二日書寫之、愚禿親鸞^{八十}」とある。それで建長七年が「略本」の選述が始めてなつた年時であり、康元二年が再治訂正がされて「廣本」が出来た時と見るべきであらう。かうした見方が許されるならば『愚禿鈔』の奥に「建長七年乙卯八月二十七日書之、愚禿親鸞八十三歲」とある『愚禿鈔』は、奥書の年代の選述でないかの疑問もこの點から起り得る。かくみると寶治二年に「書之畢」とある「淨高二帖」はこの時を以て一應成立したと見るべきである。しかし「淨高二帖」の和讃は絶えずその内容が増補され改定され、殊に『淨土和讃』に於てはその變化がいちゞるしくあつたのである。高田專修寺には、正應三年八月に顯智が書寫した『淨土和讃』があり、その奥には「草本云建長七年卯四月二十六日寫^書之」と云ふ宗祖の識語を傳へてをる。然れば宗祖は八十三歳の頃に(建長七年)淨土和讃の少くとも再治本を製作し顯智が之を書し傳へた事を知るのである。更に又顯

誓が『反古裏書』に建長六年^寅十二月の奥書ある、宗祖自筆の『淨土和讃』の存在を物語つてをるのみならず、「文明版」の底本、御草稿和讃の「類等を考へるとたえざる改訂増補によつて複雑に變遷していつたその跡はたどらむとして尋ぬるに由なきを歎かしむるかの如くである。

三帖の和讃のうちでその構造が最も複雑で、その成立の過程の最も不明確なのは『正像末和讃』である。然るに高田本山専修寺には宗祖御自筆の御草稿本『正像末和讃』一帖の傳持されあるは世に顯傳するところであつた。然るところ拜覽の因縁を持つもの極めて少く、寶庫に收めて珍重され護持さるときはめて厳しかつた。而してこの一帖に收むるところの讚數は、三十三首と記され、或は三十四首、或は三十五首と報告されてゐた。しかも本卷の巻尾には五首の別和讃が附記され、その二首目が今茲に課題としてをる新出の「太子和讃」なのである。然るに何等の幸ぞ、本月十三、十四日の兩日「眞宗連合學會」の結成發會の式典と記念の第一回の學會が開催さるゝに當つて拜覽の機を恵まれたことであつた。いま必要の範圍に檢尋を限定することとする。

この自筆『正像末和讃』は草稿本と稱され、三十五首

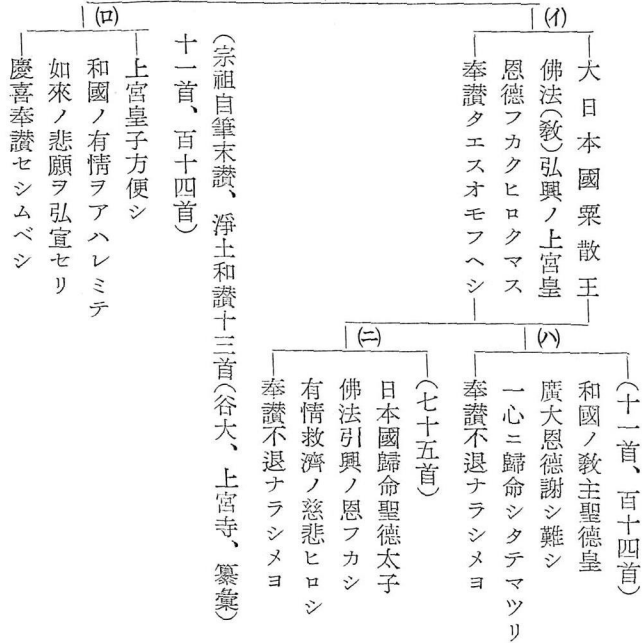
の和讃が一紙面一首づつに書かれてゐる。しかし和讃本文の料紙の上下端の餘白にその讚の順位の番號が記入されてあるのが普通であるが、今は全く首數を記してない。後に「^巳康元二歲^丁二月九日ノ夜寅時夢告ニイハク、彌陀ノ

本願信スヘシ、本願信スルヒトハミナ、攝取不捨ノ利益ニテ、無上覺オハサトルナリ、コノ和讃ヲユメニオホセヲカフリテウレシサニカキツケマイラセタルナリ、正嘉元年^丁三月一日、愚禿親鸞八十五歳書之」と云ふ夢告讚の記録があり、後に和讃五首を一紙面一首づつ書きつけてある。その五首の和讃はすでに示した如くであるが、

(四、文獻に於ける在り方)：(寅)この五首の和讃の二首目すなはち大日本國粟散王、佛法弘興の上宮皇、恩徳フカクヒロクマス、奉讃タエスオモフヘシ」なる和讃が「日本國歸命聖徳太子、佛法弘興ノ恩フカシ、有情救濟ノ慈悲ヒロシ、奉讃不退ナラシメヨ」(七十五首和讃「^巳第一首」となり、「百十四首和讃」^巳第一首、「十一首和讃」^巳第八首すなはち「和國ノ教主聖徳皇、廣大恩徳謝シカタシ、一心ニ歸命シタテマツリ、奉讃不退ナラシメヨ」なる和讃―二首の和讃に發展的に解消して、まともつた「太子和讃」のうちから姿を消し、殊に「大日本國粟散王」なるこの和讃の第一行の名残を「百十四首和讃」

太子奉讚選述の跳躍の場

(宗祖自筆正像末和讚、淨土和讚十三首(谷大、上宮寺、纂彙)
新出ノ宗祖眞筆太子和讚)



(宗祖自筆末讚、淨土和讚十三首(谷大、上宮寺、纂彙)
十一首、百十四首)

のうちに留めたものが「大日本國粟散王聖德太子奉讚」なる題號であると見得る。かく解して三種の聖德奉讚の中にもそのまゝには見出せぬ「大日本國粟散王」なる名句が「百十四首和讚」の題號として登場する根拠が見出せると思ふ。次に卷末五首の第三首「上宮太子方便シ、和國ノ有情ヲアワレミテ、如來ノ悲願ヲ弘宣セリ、慶喜奉讚セシムベシ」とある和讚であるが、これは十一首の『聖德奉讚』では第九首に置かれ、而して第八首「和國ノ教主聖德皇……」に引きつづいてをるのである。次に『百十四首』では、その第一首に「和國ノ教主聖德皇……」の讚が、第二首に「上宮皇子方便……」の讚が置かれてをる。『七十五首』の太子奉讚には、乙の讚は見えない。然るに谷大本『宗祖眞蹟集』所收の淨土和讚には、第十二首第十三首としてひきつづいて、この宗祖自筆『正像末和讚』の卷末の別和讚第二、第三があらはれて來るのである。『上宮本』も纂集も同様である。かくみると次の如きことが云へないであらうか。すなはち、右を要約すると太子奉讚選述の精進的跳躍板は(イ)と(ロ)であつて、(イ)が和國の教主を見出して(イ)となり教主を見出した(イ)はそれがそのままに如來の悲願への一心歸命となつて(イ)と(ロ)と結ぶ。すなはち夢告讚「彌陀ノ本願信ス

ヘシ本願信スルヒトハミナ、攝取不捨ノ利益ニテ、無上覺オハサトルナリ」と云ふ攝取不捨の本願への歸入の方向をとるであらう。然るに(イ)が救世の大悲者、護持養育者、大悲觀世音を見出すとき、(イ)は(ロ)と結ぶとともに直に(二)へと現象するから、一面太子の傳記的讚嘆と感恩となる。「七十五首」「百十四首」など傳記的なものと「十一首」などの如く非歴史的なものとの二種に太子讚の性格が分れるわけである。(未完)

図版Web非公開

新出太子和讃

51頁参照